

2世高福第167号
令和2年5月26日

各介護サービス事業所・施設管理者 様

世田谷区 高齢福祉部長
長岡 光春

緊急事態宣言解除を踏まえての介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
また、令和2年4月10日付2世高福第37号「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」にて依頼した対応にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年5月25日付で「緊急事態宣言」が解除になりましたが、区では、介護サービス事業所・施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策は引き続き必要と認識しておりますので、改めて下記の通り感染防止対策を徹底していただくよう依頼いたします。ご協力のほどよろしく願いいたします。

記

・各施設・サービス事業所

感染防止の取組みを再確認していただき、感染防止の取組みを継続の上、事業運営を行ってください。

取組みにあたっては、令和2年4月7日付厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（介護保険最新情報 VOL808）に基づく対応をお願いします。

・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

高齢者の自立支援と生活維持のための必要なサービスの提供について、感染防止の観点及び緊急事態宣言等の影響による身体・生活状況の変化を踏まえた上で、利用者・家族及び各サービス事業所との調整をお願いいたします。

また、利用者・家族に対して、感染防止への協力依頼をお願いいたします。

この通知文に記載の取扱いは、今後国や東京都から新たな内容が示されるなど状況が変わりましたら、その取扱いを変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

【参考資料】以下のホームページには、「介護保険最新情報 VOL808」も含め、随時最新の情報を掲載していますのでご確認ください。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/d00184375.html>